

●香川県監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成19年7月27日

香川県監査委員 平 木 享
 同 水 本 勝 規
 同 鍋 嶋 明 人
 同 野 田 峻 司

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 平成18年度
- 3 措置の状況

監査の結果(対象機関)		措置の状況
指導注意事項	行政財産の目的外使用の使用料について 電気通信線路設備維持のための行政財産使用料について、過大に徴収しているため、正当額との差額を返納する必要がある。(坂出警察署)	行政財産変更許可書を見落としていたためであるが、誤り発見後、直ちに正当額との差額を返還した。
検討指示事項	庁舎の維持管理業務について警察署の統合により、浄化槽などの維持管理業務の一元化を図るなど業務の効率化に努める必要がある。(会計課)	予算の適正執行のため、正確性・合规性のみならず、経済性、効率性及び有効性の観点から契約方法の妥当性、的確な検査検収を可能な限りにおいて進めていく。